日本国税関 税関様式C第5360号



## 携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。 家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乘機(船)名 出 発 地							
<b>入国日</b>	1	日					
フリガナ							
氏 名							
現住所(日本での							
<b>滞在先)</b> 電 話()							
職業							
<b>生年月日</b>	1	日					
ポスポート番号 旅券番号	1						
同伴家族 20歳以上 名 6歳以上20歳未満 名	6歳未満	名					
※ 以下の質問について、該当する□に"√"でチェックしてください。							
1. 下記に掲げるものを持っていますか?	はい	いいえ					
① 麻薬、銃砲、爆発物等の日本への持込みが 禁止されているもの (B面1. を参照)							
② 肉製品、野菜、果物、動植物等の日本への持							
込みが制限されているもの(B面2.を参照) ③ 金地金又は金製品							
④ 免税範囲(B面3.を参照)を超える 購入品・お土産品・贈答品など							
⑤ 商業貨物・商品サンプル							
⑥ 他人から預かったもの(スーツケースなど運搬用具 や理由を明らかにされず渡されたものを含む)							
*上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面にこ に携帯して持ち込むものを記入してください。	入国時						
2.100万円相当額を超える現金、有価証券又	はい	いいえ					

は1kgを超える貴金属などを持っていますか?

\*「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・ 輸入申告書」を提出してください。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか?

□ はい 個 ) 🗌 いいえ (

\*「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面 に記入したこの<u>申告書を2部</u>、税関に提出して、税関の確認を受けてください。(人国後6か月以内に輸入するものに限る。) <u>確認を</u> 受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したもの、預かって きたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。**申告漏** づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。**申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、処罰されることが** あります。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署名

(B面)

# ※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の 表に記入してください。(A面の1.及び3.ですべて「いいえ」を選択した方は記入する必要は ありません。)

「その他の品名」欄は、申告を行う入国者本人(同伴家 族を含む)の個人的使用に供する購入品等に限り、1品目毎 の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。 また、別送品も記入不要です。

酒	類	į			本	* 税関記入欄
たばこ	紙	巻			本	
	加熱	熱式			箱	
/212 C	葉	巻			本	
	その	他			グラム	
香	水				オンス	
その他の品:	名	数	量	価	格	
* 税関記入欄						
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						円

#### 1. 日本への持込みが禁止されている主なもの

- ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤、MDMA、指定薬物など ② 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾や拳銃部品 ③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など ④ 貨幣・紙幣・有価証券・クレジットカードなどの偽造品など

- ⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
- ⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

### 2. 日本への持込みが制限されている主なもの

- ① 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
- ② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及び その製品(ワニ・^ビ・リクガメ・象牙・じゃ香・サボテンなど)
- ③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品(ソーセージ・ ジャーキ類を含む。)、野菜、果物、米など \* 事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

### 3. 免税範囲(一人あたり。乗組員を除く。)

- ・酒類3本(760mlを1本と換算する。)
- ・紙巻たばこ200本 (外国製、日本製の区分なし。)
- \* 20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
- ・海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物
- (入国者の個人的使用に供するものに限る。)
- \* 海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。
- \* 1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。
- \* 6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外 は免税になりません。

携帯品・別送品申告書の記載に御協力頂きありがとうございました。日本 に入国 (帰国) されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税関に 提出していただく必要があります。引き続き税関検査への御協力をよろし くお願いします。